

沖縄県対処方針変更に伴う「2月21日以降」における スポーツ少年団の活動について（通知）

本市におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、スポーツ少年団の活動においては、下記のとおりといたしますのでご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 活動について

- (1) 学校長の許可の下、平日 90 分以内（早朝練習なし）、土日祝日は 2 時間以内（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
- (2) 体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。
- (3) 県内外での練習試合や合同練習、遠征（宿泊を伴う）は行わないこと。
- (4) 活動前後に、児童同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。
- (5) 送迎時の車内においても十分な感染対策防止を講ずること。
- (6) 学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は少年団の活動に参加しないこと。

2 感染者又は濃厚接触者が出た少年団については、停止を要請する。活動再開で学校施設を借用する場合については、学校長の許可を得ること。

○屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。

○合同チームによる少年団の活動も上記のとおりとする。

※参考資料として

・沖縄県対処方針変更に伴う「2月21日以降」における部活動およびスポーツ少年団等の活動について（通知）

<令和4年2月21日付け宜野湾市教育委員会 事務連絡>

・沖縄県対処方針変更に伴う2月21日以降における部活動について（通知）

<令和4年2月18日付け教保第1791号>をご確認ください。